

大口町告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次のように町道路線を認定する。

その関係図面は、告示の日から1週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）産業建設部建設課において一般の縦覧に供する。

平成28年4月22日

大口町長 鈴木雅博

町道路線の認定

路線番号	路線名	起点	終点
1602	町道大屋敷102号線	大屋敷二丁目62番地	大屋敷一丁目126番地
1603	町道大屋敷103号線	大屋敷一丁目143番地	大屋敷一丁目145番地